

3月のIASB Updateによるこそ

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 3 月 21 日（火）と 22 日（水）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- より幅広い企業報告
- のれんと減損
- 割引率 — 現在価値測定
- 保険契約 [口頭でのアップデート]
- 基本財務諸表
- 「財務報告に関する概念フレームワーク」
- 動的リスク管理 [教育セッション]
- 資本の特徴を有する金融商品

お問い合わせ

国際会計基準審議会

30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246
6410

Fax: +44 (0)20 7246
6411

E-mail: info@ifrs.org

Website: www.ifrs.org

今後のIASB 会議

IASB は少なくとも月に一度、最長で 5 日間の会議を開催する。

今後の IASB 会議の日程は次のとおり：

2017 年 4 月 24 - 28 日

2017 年 5 月 15 - 19 日

2017 年 6 月 19 - 23 日

将来及び過去の IASB 会議に関する情報は [こちら](#)

IASB Update ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

審議会は2017年3月21日に会合し、より幅広い企業報告に関するリサーチ作業における2つのトピックについて議論した。

審議会は下記について議論した。

- a. より幅広い企業報告の現状についての初期的な調査及び審議会にとっての含意の概要
- b. 審議会にとっての含意の詳細及び作業計画の選択肢

現状についての初期的な調査（アジェンダ・ペーパー28A）

審議会は、より幅広い企業報告の領域へのリサーチの現在までの成果について議論した。審議会は、より幅広い企業報告への注目が高まっていることを踏まえて、より積極的な役割を果たすことを検討することを暫定的に決定し、さらにリサーチを行うことを提案した。

12名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。

審議会の作業計画の選択肢（アジェンダ・ペーパー28B）

審議会は、より幅広い企業報告におけるより積極的な役割の選択肢について議論し、実務記述書「経営者による説明」を改訂し更新するプロジェクトを検討することを暫定的に決定した。審議会は、プロジェクトをアクティブ・リサーチ・アジェンダに追加する正式の提案を作成する前に、IFRS 諮問会議との協議を含めて、さらに分析を行うようスタッフに依頼した。

12名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、受け取る追加のリサーチ及び分析の結果について今後の会議で議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2017年3月21日に会合し、のれんと減損のリサーチ・プロジェクトの状況について議論した。何も決定は行われなかった。

今後のステップ

スタッフは下記について審議会に提案を示す。

- a. IAS 第36号「資産の減損」における減損テスト・モデルの簡素化
- b. 減損テスト・モデルの有効性の改善（追加的な開示にも焦点を当てる）
- c. 企業結合における無形資産の識別

割引率 — 現在価値測定（アジェンダ・ペーパー17）

審議会は2017年3月21日に会合し、割引率に関するリサーチ・プロジェクトについての議論を完了した。

リサーチ・プロジェクトの終結（アジェンダ・ペーパー17B）

審議会は、本プロジェクトに2つのアウトプットがあることに留意した。

- a. プロジェクトの発見事項
- b. 割引率及び現在価値測定の他の側面に関する基準設定作業における将来のスタッフ検討事項のリスト

審議会は次のことを決定した。

- a. リサーチのアウトプットに関し一般からフィードバックを求めない。
- b. 目的を果たすために本リサーチ・プロジェクトに関する追加的な作業は必要ない。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

他のプロジェクトに関する作業において、審議会は、現行の要求事項と関連する場合のリサーチの発見事項をレビューする。

今後のボード会議での教育セッションで、低割引率及びマイナス割引率に関する情報が提供される。これらの率の影響は、本リサーチ・プロジェクトの範囲を超えるものであったが、最近数か月の世間の議論を促進した。

保険契約（口頭でのアップデート）

審議会は、保険契約プロジェクトの現在の進捗状況に関する口頭でのアップデートを受けた。審議会はIFRS第17号「保険契約」を2017年5月の後半に公表する予定である。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2017年3月21日に会合し、基本財務諸表プロジェクトについて議論した。審議会は、財務業績の計算書における2つの提案された小計について、分類、集約及び分解に関するガイダンスとともに議論した。

利息及び税金前利益（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、スタッフが下記の検討を継続すべきであることに同意した。

- a. 財務業績の計算書において、利息及び税金前利益（EBIT）の小計の表示を要求すること
- b. EBITを財務収益・費用及び税金の前の利益として定義すること
- c. 財務収益・費用を企業の資本構成に関連した収益・費用として定義すること

審議会は、下記について検討するようスタッフに依頼した。

- a. 企業の資本構成をどのように定義すべきか
- b. 特定の収益及び費用の項目（例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額や、投資からの収益・費用）の取扱いについて追加的なガイダンスが必要となるかどうか

経営者による営業業績指標（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は、スタッフが下記の検討を継続すべきであることに同意した。

- a. 財務業績の計算書において、営業利益を定義しようとするのではなく経営者による営業業績指標の表示を要求すること
- b. 小計がIAS第1号「財務諸表の表示」の第85項、第85A項及び第85B項における現行の要求事項を満たす限りは、項目を経営者による営業業績指標から除外することを認めること
- c. 経営者による営業業績指標の表示に関しての透明性を提供するための追加的な開示を要求すること

分類、集約及び分解に関する一般的指針（アジェンダ・ペーパー21C）

審議会は、アジェンダ・ペーパー21Cで提案された方向に沿って、下記のものを開発することを暫定的に決定した。

- a. 財務諸表における集約及び分解に関する原則
- b. 「分類」、「集約」及び「分解」という概念の定義
- c. 財務諸表の作成時に「分類」、「集約」及び「分解」を適用する際に必要とされるステップに関するガイダンス

10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名が反対した。

審議会は、集約の性質に関してさらにガイダンスを提供することを検討することを暫定的に決定した。11名の審議会メンバーが賛成し1名が反対した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、今回の会議で示された提案においてさらに開発するか又は明確化することをスタッフが求められた項目について議論する。審議会は下記についても検討する。

- a. 調整後の基本的1株当たり利益
- b. その他の包括利益に関する情報のより適切な伝達方法
- c. 関連会社及び共同支配企業の業績の表示
- d. キャッシュ・フロー計算書における的を絞った改善
- e. 基本財務諸表についての設例（ひな型）の開発（特定の業界（例えば、金融機関）のための設例を含む）

「財務報告に関する概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は2017年3月21日に会合し、「概念フレームワーク」プロジェクトについて議論した。特に、審議会は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第11項の修正を、料金規制対象活動に関する会計方針に適用すべきかどうか及びどのように適用すべきかを議論した。さらに、審議会は、「概念フレームワークへの参照」を開発する際に踏んだデュー・プロセスのステップについて議論した。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第11項の修正の料金規制対象活動への適用（アジェンダ・ペーパー10B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第8号の第11項の修正は、規制勘定残高に関する会計方針には適用されない。その代わりに、規制勘定残高に関する会計方針を「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を参照して開発している企業は、料金規制対象活動に関する将来の基準を適用するまで、それを継続することを要求される。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. IAS第8号の第11項の修正を規制勘定残高に関する会計方針に適用することの禁止は、既存の会計方針と新規の会計方針の両方に適用される。12名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- c. 規制勘定残高は、次のような費用（又は収益）勘定の残高として定義される。
 - i. IFRS基準に従って資産又は負債として認識されず、かつ、
 - ii. IFRS第14号「規制繰延勘定」で定義されている料金規制機関が、顧客に課すことのできる料金を設定する際に含めるか又は含めると見込まれるもの。

12名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

「概念フレームワーク」への参照に関するデュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー10C）

審議会は、「概念フレームワークへの参照」を開発する際にこれまでに踏んできたデュー・プロセスのステップをレビューし、「IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件も検討した。

12名の審議会メンバー全員が、審議会はこれまでに本プロジェクトに関しての必要なデュー・プロセスを完了していると納得していることを確認し、スタッフに文案作成及び書面投票を開始するよう指示した。12名の審議会メンバーのうち2名が、「概念フレームワークへの参照」の公表に反対する意向を示した。

今後のステップ

スタッフは、「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照」の文案作成を進める。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

スタッフは、同じトピックに関する2014年のディスカッション・ペーパーから継続して、本リサーチ・プロジェクトに関する教育マテリアルを審議会に提示した。付属のプレゼンテーションは下記を示したものであった。

- a. プロジェクトの背景及び2017年3月までの経緯
- b. 本プロジェクトの当初段階における計画されたアプローチと日程
- c. 直後のステップ

今回の会議では何も決定は行われなかった。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2017年3月23日に会合し、資本の特徴を有する金融商品のリサーチ・プロジェクトにおける2つのトピックについて議論した。

審議会は、これまでの議論の要約を提示された（アジェンダ・ペーパー5A、情報目的のためだけに提供された）。何も決定は行われなかった。

審議会は下記について議論した。

- a. 「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用
- b. 他のIFRS基準との相互関係の要約
- c. デュー・プロセス及び書面投票の許可

「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用（アジェンダ・ペーパー5B）

審議会は、ガンマ・アプローチが、非支配持分に係る行使価格が外貨建のデリバティブの分類にどのように適用されるのかについて議論した。

12名の審議会メンバー全員が、このペーパーでの分析に同意した。

他のIFRS基準との相互関係（アジェンダ・ペーパー5C）

審議会は、ガンマ・アプローチが「財務報告に関する概念フレームワーク」、他の IFRS 基準、IFRIC 解釈指針及びアジェンダにある他のプロジェクトに与える可能性のある影響の要約について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

デュー・プロセス及び書面投票の許可（アジェンダ・ペーパー5D）

審議会は、「資本の特徴を有する金融商品」ディスカッション・ペーパーの開発にあたってこれまで踏んできたデュー・プロセスのステップをレビューした。

12名の審議会メンバー全員が、審議会はこれまでに本プロジェクトに関しての必要なデュー・プロセスを完了していると納得していることを確認し、スタッフにディスカッション・ペーパーの文案作成及び書面投票を開始するよう指示した。

審議会は、このディスカッション・ペーパーに180日のコメント期間を設けるべきであることも決定した。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

公表のスケジュールを踏まえて、審議会はディスカッション・ペーパーを2017年末に向けて公表する予定である。

作業計画——2017年3月23日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2017年3月23日にIASBのウェブサイトで更新された。[こちらで閲覧できる。](#)

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675